

いしかわ森林環境基金事業実施要領 新旧対照表

改正			現行		
第1～第2 (略)			第1～第2 (略)		
(事業内容等)			(事業内容等)		
第3 各事業の事業内容等は、次のとおりとする。			第3 各事業の事業内容等は、次のとおりとする。		
区分	事業内容	補助事業者	区分	事業内容	補助事業者
環境林整備事業	(略)	(略)	環境林整備事業	(略)	(略)
緩衝帯整備事業	(略)	(略)	緩衝帯整備事業	(略)	(略)
環境林整備推進事業	(略)	(略)	環境林整備推進事業	(略)	(略)
こども森の恵み推進事業	(略)	(略)	こども森の恵み推進事業	(略)	(略)
森づくりボランティア推進事業	(略)	(略)	森づくりボランティア推進事業	(略)	(略)
いしかわ身近な森保全事業	(略)	(略)	いしかわ身近な森保全事業	(略)	(略)
いしかわの森で作る住宅推進事業	(略)	(略)	いしかわの森で作る住宅推進事業	(略)	(略)

いしかわの木 を活かす民間 施設普及拡大 事業	商業施設や社会福祉施設など、 県産材を使用した民間施設の整備 1 木造 次の要件を全て満たす施設 ① 県産木材の使用量が全体木材使用量の 50%以上。ただし、 県産材使用量が 30 m³を超える 場合はこの限りでない。 ② 延床面積 150 m²以上（施主 自らが居住する住宅と併用する 施設の場合、居住用部分を除いた 延床面積が 150 m²以上）の施設 2 木質内外装 県産材を使用した木質内外装の 見える部分の施工面積が 30 m²以上 ※同一施設において、1 と 2 を 重複して申し込むことはできない ものとする。	施主（<u>国や地方公共団体に該当しない民間事業者</u>）	いしかわの木 を活かす民間 施設普及拡大 事業	商業施設や社会福祉施設など、 県産材を使用した民間施設の整備 1 木造 次の要件を全て満たす施設 ① 県産木材の使用量が全体木材使用量の 50%以上。ただし、 県産材使用量が 30 m³を超える 場合はこの限りでない。 ② 延床面積 150 m²以上（施主自 らが居住する住宅と併用する施設 の場合、居住用部分を除いた延床 面積が 150 m²以上）の施設 2 木質内外装 県産材を使用した木質内外装の 見える部分の施工面積が 30 m²以上	施主（<u>民間事業者等</u>）
いしかわの木 づくり運動推進事業	（略）	（略）	いしかわの木 づくり運動推進事業	（略）	（略）

(補助対象経費)

第4 各事業の補助対象経費は、次のとおりとする。

事業区分	補助対象経費
環境林整備事業	(略)
緩衝帯整備事業	(略)
環境林整備推進事業	(略)
こども森の恵み推進事業	(略)
森づくりボランティア推進事業	(略)
いしかわ身近な森保全事業	(略)
いしかわの森で作る住宅推進事業	(略)

(補助対象経費)

第4 各事業の補助対象経費は、次のとおりとする。

事業区分	補助対象経費
環境林整備事業	(略)
緩衝帯整備事業	(略)
環境林整備推進事業	(略)
こども森の恵み推進事業	(略)
森づくりボランティア推進事業	(略)
いしかわ身近な森保全事業	(略)
いしかわの森で作る住宅推進事業	(略)

いしかわの木を
活かす民間施設
普及拡大事業

- 1 県産材に係る材料費
- 2 県産材に係る木造の工事費及び設計費、
又は県産材に係る木質内外装の工事費

ただし、施主自らが居住する住宅と併用する施設の場合、その居住部分の材料費、工事費及び設計費を除く。また、この事業以外に、国、都道府県、市町村が支出する補助金等の助成制度を利用している場合は、その助成額を減じた残額を補助対象経費とする。補助金額は上記 1 及び 2 の補助対象経費に要綱第 2 条に定める補助率を乗じた額とし、1 件あたりの補助上限額は助成区分毎に次表のとおりとする。

助成区分 (いずれか選択)			補助上限額（括弧内は木質新材を使用する場合）
木造	延床面積	150 ㎡以上～ 300 ㎡未満	200 万円（300 万円）
		300 ㎡以上～ 400 ㎡未満	300 万円（450 万円）
		400 ㎡以上～ 500 ㎡未満	400 万円（600 万円）
		500 ㎡以上	500 万円（750 万円）
	木質内外装		200 万円（300 万円）

いしかわの木を
活かす民間施設
普及拡大事業

- 1 県産材又は県産材を使用した木質新材の材料費
- 2 木造の工事費及び設計費又は木質内外装を行う部分の工事費

ただし、施主自らが居住する住宅と併用する施設の場合、その居住部分の材料費、工事費及び設計費を除く。また、国等が支出する補助金等の助成制度を利用している場合は、その助成額を減じた残額を補助対象経費とする。なお、1 件あたりの補助金額の上限は助成区分毎に次表のとおりとする。ただし、木質新材を使用した場合は上限額をそれぞれ 1.5 倍とする。

助成区分	補助上限額
木造	延床面積：150 ㎡以上～300 ㎡未満：2,000 千円
	延床面積：300 ㎡以上～400 ㎡未満：3,000 千円
	延床面積 400 ㎡以上～500 ㎡未満：4,000 千円
	延床面積 500 ㎡以上：5,000 千円
木質内外装	2,000 千円

いしかわの木づくり運動推進事業	(略)	いしかわの木づくり運動推進事業	(略)
第5～第7 (略) (いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業の実施) 第8 本事業の補助金交付を受けようとする者は、整備する施設について、<u>工事に係る契約の締結後、木工事着工（現場での木材の組立て又は取付けの施工に着手することをいう。以下同じ。）前までに、事業計画承認申請書（別記様式第6号）を作成し、知事に提出し、承認を受けるものとする。なお、木工事着工から事業完了（工事が完成し、かつ施主に引渡されることをいう。以下同じ。）まで年度をまたぐ施設については、事業完了の日が属する年度の予算成立を前提として、木工事着工前までに事業計画承認申請書を提出することができる。事業計画承認申請書には、次の（1）から（7）の書類を添付するものとし、建築確認を要しない施工の場合は、（4）の書類の代わりに、施設の床面積がわかる資料とする。</u> （1）<u>事業計画書（別記様式第6号2）</u> （2）<u>助成見込額算定表（別記様式第6号3）</u> （3）<u>県産材使用見込明細書（別記様式第6号4）</u> （4）<u>建築基準法第6条第4項の規定による確認済証</u> （5）<u>図面（配置図等の県産材使用箇所が確認できる図面、県産材施工面積求積図（木質内外装区分の申請に限る））</u> <u>（任意様式）</u>		第5～第7 (略) (いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業の実施) 第8 本事業の補助金交付を受けようとする者は、整備する施設について、<u>工事着工前に、事業計画承認申請書を作成し、知事に提出し、承認を受けるものとする。ただし、令和4年度に限り工事着手後の提出を認めるものとする。</u>	

(6) <u>全体事業費及び補助対象経費の積算根拠資料（任意様式）</u> (7) <u>他の助成制度の内容及び補助金額を示す資料（任意様式）</u> 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業計画が適当と認める場合は、<u>事業完了の日が属する年度の予算の範囲内でこれを承認（以下、「計画承認」という。）し、その旨を別記様式第4号2により通知する。ただし、計画承認は、補助金の交付決定を行うものではなく、補助金の交付決定及び額の確定は、第8第7項に規定する補助金交付申請（実績報告）書の提出後、その内容を審査した上で行うものとする。また、計画承認は、施主1者につき、1年度あたり1件に限る。</u> 3 前項の規定により<u>計画承認</u>を受けた者は、事業計画承認申請書の内容を変更又は事業を中止するときは、遅滞なく、<u>事業計画（変更・中止）承認申請書（別記様式第7号）</u>を作成し、知事に提出し、承認を受けるものとする。ただし、次に掲げる以外の変更は提出を要しない。 (1) 助成見込額の減 (2) <u>事業完了時期の延長（計画承認を受けた者の責めに帰することのできない事由による場合に限り認めるものとする）</u> (3) 補助事業の中止 4 知事は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更内容が適当と認める場合はこれを承認し、その旨を通知するものとする。ただし、助成見込額の増額は認めない。 (削除)	2 知事は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業計画が適当と認める場合は予算の範囲内でこれを承認し、その旨を通知するものとする。 3 前項の規定により<u>通知</u>を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、事業計画承認申請書の内容を変更するときは、遅滞なく、<u>事業計画変更承認申請書</u>を作成し、知事に提出し、承認を受けるものとする。ただし、次に掲げる以外の変更は提出を要しない。 (1) 助成見込額の減 (2) 事業完了時期の延長 (3) 補助事業の中止 4 知事は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更内容が適当と認める場合はこれを承認し、その旨を通知するものとする。ただし、助成見込額の増額は認めない。 5 <u>前4項に規定する申請書及び通知書の様式並びに応募に係る関係書類等については、別に応募要項に定める。</u>
---	--

5 予算の範囲を超える時は申請の受付を終了し、その旨を森林管理課のホームページを通じて周知する。 6 本事業の補助金交付対象は、別表に掲げる施設に該当し、かつ次の各号の<u>全てに該当する施設とする。</u> (1) 石川県内に所在し、木造又は木質内外装が行われる施設 (2) 県の認定する「県産材建築ビルダー」が設計し、建築する施設 (3) 所有者等が自ら居住することのみを目的としない施設 (4) 商業施設や社会福祉施設など多数の者による利用が見込める施設又は、事務所等の利用者が限定される場合であっても、整備する施設を活用した県産材の普及拡大に向けた PR がなされる施設（物品等の格納を用途とする等、人の出入りが少ない施設を除く） (5) 専ら宗教活動や政治活動の用に供されない施設 (6) 施設を整備する者が国又は地方公共団体でない施設 (7) 事業完了日が、<u>事業計画の承認通知日が属する年度の翌年度の3月24日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる時は、これらの日の前日）までである施設。</u>ただし、第3項による事業計画変更承認申請書により、事業完了時期の延長の承認を受けた場合は、この限りでない。 ※ 商業施設の場合、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業施設を除く。 ※ 施設を整備する事業者は暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団	6 予算の範囲を超える時は申請の受付を終了し、その旨を森林管理課のホームページを通じて周知する。 7 本事業の補助金交付対象は、次の各号の<u>何れにも該当する施設とする。</u> (1) 石川県内に所在し、木造又は木質内外装が行われる施設 (2) 県の認定する「県産材建築ビルダー」が設計し、建築する施設 (3) 所有者等が自ら居住することのみを目的としない施設 (4) 商業施設や社会福祉施設など多数の者による利用が見込める施設又は、事務所等の利用者が限定される場合であっても、整備する施設を活用した県産材の普及拡大に向けた PR がなされる施設（物品等の格納を用途とする等、人の出入りが少ない施設を除く） (5) 専ら宗教活動や政治活動の用に供されない施設 (6) 施設を整備する者が国又は地方公共団体でない施設 (7) 事業完了日が<u>事業計画の承認通知日から1年以内</u>である施設。ただし、第3項による事業計画変更承認申請書により、事業完了時期の延長の承認を受けた場合は、この限りでない。 ※ 商業施設の場合、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業施設を除く ※ 施設を整備する事業者は暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団
--	--

対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)の統制下でないこと。 7 <u>要綱第3条第1項に定める補助金交付申請及び要綱第7条第1項に定める実績報告は、補助金交付申請(実績報告)書として併せて行うものとし、要綱別記様式第11号により、事業完了の日から起算して15日を経過した日、又は事業完了の日が属する年度の3月24日(その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、これらの日の前日)のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。</u> (削除) 8 <u>前項の補助金交付申請(実績報告)書に添付する書類は次の(1)から(10)とする。このうち、(2)の収支精算書では、合計欄は、第4で定める補助対象経費と一致させることとする。また、建築確認を要しない施工の場合、(6)の書類は不要とし、施工完了を証する別の書類で代用しても差し支えない。</u> <u>(1) 事業実績書(要綱別記様式第2号4)</u> <u>(2) 収支精算書(要綱別記様式第6号)</u> <u>(3) 事業実績書(本要領別記様式第6号2)</u> <u>(4) 助成額算定表(本要領別記様式第6号3)</u> <u>(5) 県産材使用明細書(本要領別記様式第6号4)</u>	対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)の統制下でないこと。 (新設) 8 <u>要綱第3条第2項に定める補助金交付申請書及び要綱第7条第2項に定める実績報告書に添付する別記様式第6号のうち、収入の部においては、本事業以外の助成制度による補助金の名称及び金額を記載し、支出の部においては、県産材材料費、木質新部材の材料費及び県産材の使用に係る工事費の金額と積算内訳を記載すること。</u> 9 <u>要綱第3条第2項に定める補助金交付申請書及び要綱第7条第2項に定める実績報告書に添付すべき書類のうち、「その他知事が必要と認める書類」は、次のとおりとする。ただし、建築確認を要しない施工の場合、(1)の書類は不要とし、施工完了を証する別の書類で代用しても差し支えない。</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)
--	---

<u>(6) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証</u> <u>(7) 県産材産地及び合法木材証明書</u> (削除) (削除) <u>(8) 工事完了写真（全体外観写真及び県産材使用箇所の写真）</u> <u>(9) 全体事業費及び補助対象経費の積算根拠資料（任意様式）</u> <u>(10) 他の助成制度の内容及び補助金額を示す資料（任意様式）</u> 9 本事業の補助金交付を受けた者は、整備する施設について、以下を遵守するものとする。 <u>(1) 県産材を使用し、かつ「いしかわ森林環境基金」による補助事業の対象施設であること、並びに施設に使用した木材の炭素貯蔵量を示す表示板を作成し、施設内外の見える場所に設置すること。なお、本表示板には、石川県産材ロゴマークを使用すること。</u> <u>(2) 県が事業完了を確認した日の年度から起算し、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づく耐用年数が経過するまでの間、善良な管理者の注意をもって適切に管理し、効率的な運営を図ること。</u> <u>(3) 施設内外の写真撮影や現地見学会など、県が行う「いしかわ森林環境基金」及び県産材利用促進のPRに係る取組に協力すること。</u> 10 構造材等に県産材を使用する場合で、工事完成後に不可視となる箇所については、工事写真において県産材の使用が確認できるようにするとともに、建方完了時等の、現場で県産材の使用が確認できる段階で、県に立会を依頼し、工事完成前に県産材の使用状況の確認を受けるように努めることとする。	<u>(1) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証</u> <u>(2) 県産材産地及び合法木材証明書</u> <u>(3) 図面及び工事仕様書</u> <u>(4) 県産材使用明細書</u> <u>(5) 工事完了写真（全体外観写真及び県産材使用箇所の写真）</u> (新設) (新設) 10 採択を受けた施設を整備する者は、当該施設について、県産材を使用し、かつ「いしかわ森林環境基金」による補助事業の対象施設であることを示す表示板を作成し、施設内外の見える場所に設置すること。 (新設) 11 採択を受けた施設を整備する者は、施設内外の写真撮影や現地見学会など、石川県が行う「いしかわ森林環境基金」のPRに係る取組に協力するものとする。 (新設)
---	--

（環境林整備事業、緩衝帯整備事業、いしかわの森で作る住宅推進事業、いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業以外の事業の実施）

第9 各事業の実施等については、次のとおりとする。

- （1）（略）
- （2）知事は、申請のあった事業計画が適当と認める場合は予算の範囲内でこれを承認し、別記様式第4号により通知するものとする。
- （3）（略）
- （4）いしかわ身近な森保全事業を実施する補助事業者は、別記様式第5号に基づき森林所有者等と事業実施に関する協定を締結するものとし、当該協定における面積及び期間は、おおむね3ha以上かつ5年以上とする。
- （5）～（8）（略）

第10～第11 （略）

附則 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附則 この要領は、平成24年4月2日から施行する。

（環境林整備事業、緩衝帯整備事業、いしかわの森で作る住宅推進事業、いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業以外の事業の実施）

第9 各事業の実施等については、次のとおりとする。

- （1）（略）
- （2）知事は、申請のあった事業計画が適当と認める場合は予算の範囲内でこれを承認し、別記様式第3号により通知するものとする。
- （3）（略）
- （4）いしかわ身近な森保全事業を実施する補助事業者は、別記様式第4号に基づき森林所有者等と事業実施に関する協定を締結するものとし、当該協定における面積及び期間は、おおむね3ha以上かつ5年以上とする。
- （5）～（8）（略）

第10～第11 （略）

附則 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附則 この要領は、平成24年4月2日から施行する。

附則 この要領は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。	附則 この要領は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。
附則 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 30 年度の予算により実施する事業については、なお従前の例によるものとする。	附則 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 30 年度の予算により実施する事業については、なお従前の例によるものとする。
附則 この要領は、令和元年 7 月 1 1 日から施行する。	附則 この要領は、令和元年 7 月 1 1 日から施行する。
附則 この要領は、令和元年 10 月 2 日から施行する。	附則 この要領は、令和元年 10 月 2 日から施行する。
附則 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和元年度の予算により実施する事業については、なお従前の例によるものとする。	附則 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和元年度の予算により実施する事業については、なお従前の例によるものとする。
附則 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 2 年度の予算により実施する事業については、なお従前の例によるものとする。	附則 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 2 年度の予算により実施する事業については、なお従前の例によるものとする。
附則 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 3 年度の予算により実施する事業については、なお従前の例によるものとする。	附則 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 3 年度の予算により実施する事業については、なお従前の例によるものとする。
附則 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 6 年度の予算により実施する事業については、なお従前の例によるものとする。	附則 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 6 年度の予算により実施する事業については、なお従前の例によるものとする。

附則 この要領は、令和８年７月１４日から施行する。ただし、令和７年度の予算により実施又はこの要領の施行前に交付決定若しくは知事による計画の承認を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。

別記様式第 1 号～別記様式第 4 号 （略）

別記様式第 4 号 2

第 _____ 号
年 月 日

様

石川県知事

いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業計画の承認
について（通知）

年 月 日付 で申請のあった、いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業の計画を承認したので、いしかわ森林環境基金事業実施要領第 8 第 2 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 助成区分：

別記様式第 1 号～別記様式第 4 号 （略）

（新設）

2 条件

- ・この通知書は補助金の交付を決定するものではありません。
- ・事業計画書の内容を変更する場合は、事業計画（変更・中止）承認申請書（別記様式第7号）を提出してください。ただし、助成見込額の減、事業完了時期の延長、補助事業の中止以外の変更は提出を要しません。また、助成見込額の増額は認めません。
- ・事業完了の日から起算して15日を経過した日、又は事業完了の日が属する年度の3月24日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、これらの日の前日）のいずれか早い期日までに、いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業補助金交付申請（実績報告）書（補助金交付要綱別記様式第11号）を提出してください。

別記様式第5号 （略）

別記様式第5号 （略）

別記様式第 6 号

年 月 日

石川県知事 様

住所
事業主体名
代表者名

いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業計画承認申請書

いしかわ森林環境基金事業実施要領第 8 第 1 項の規定に基づき、いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業の計画を作成したので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- ・ 事業計画書（別記様式第 6 号 2）
- ・ 助成見込額算定表（別記様式第 6 号 3）
- ・ 県産材使用見込明細書（別記様式第 6 号 4）
- ・ 建築基準法第 6 条第 4 項の規定による確認済証【※ 1】
- ・ 図面（配置図等の県産材使用箇所が確認できる図面、県産材施工面積求積図（木質内外装区分の申請に限る））（任意様式）
- ・ 全体事業費及び補助対象経費の積算根拠資料（任意様式）
- ・ 他の助成制度の内容及び補助金額を示す資料（任意様式）【※ 2】

（新設）

※1 建築確認を要しない施工の場合、不要とする

※2 本事業以外の助成制度において、補助金の交付を受けている
場合又は補助金の交付を受ける見込みである場合は、当該制度
の補助金交付要綱や実施要領等の補助率が分かる資料、経費内
訳書、補助金交付申請の写し、補助金額の確定通知書の写し等を
提出すること

別記様式第6号2

(新設)

いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業(計画・実績)書

助成区分	木造・木質内外装(該当するものをいずれか選択し○で囲むこと)				
対象施設名					
施設の用途					
施工場所					
施主	名称				
	代表者役職・氏名				
	住所				
	担当者	所属			
		氏名			
		電話			
メールアドレス					
設計者	名称				
	住所				
	電話				
	担当者名・メールアドレス				
施工者	名称				
	住所				
	電話				
	担当者名・メールアドレス				
県産材納入者名					
着工予定日	年 月 日	事業完了予定時期	年 月 日		
延床面積		施設の規模構造・法令制限等			
県産材の使用状況	予定木材使用量(a)	左記のうち県産材使用量(b)			
	木質新部材使用予定量(b)の内数	県産材使用率(b)/(a)			
		CLT		内外装の県産材施工(可視)面積(助成区分・木質内外装に限る)	(30㎡以上)
		不燃木材			
	耐火集成材				
	木質新部材の使用箇所・使用理由				
県産材の可視部分					
PR取組の取組内容	(県産材活用の工夫、PRの取り組み内容、想定される施設利用者数等を記載)				
事業費	助成見込額		千円		
	全体事業費(①)【税抜き】		千円		
	①のうち補助対象経費(②)【税抜き】	材料費	千円		
		工事費	千円		
	①のうち、他の補助事業により助成を受けている経費		千円		

※ 事業費の各項目について、精算根拠となる資料を添付してください
※ 各項目について、該当欄に記載しきれない場合は別紙としてください
※ 計画変更承認申請書に添付する場合は、変更箇所を赤字としてください
※ 補助金実績報告時は、表題を事業実績書として本様式を提出すること

別記様式第 6 号 3

(新設)

いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業 助成額算定表

	木造	木質内外装
助成区分 (いずれかに○)	○	

物件名称	
------	--

(補助対象経費に左記補助率を乗じた額)		
	補助率	【助成見込額】 (円)
材料費(一般材)	0.50	
工事費・設計費	0.50	
小計		
(一般材・工事・設計費上限)		FALSE
材料費(新部材)	0.75	
合計【助成見込額】		
(補助上限額)		
木材使用量 (㎡)		
県産材使用量 (㎡)		
県産材使用率 (%)		
	全体 (円)	【補助対象経費】 (うち県産材に係るもの) (円)
材料費 (計)		
材料費(一般材)		
材料費(新部材)		
工事費・設計費		
計		
材料費(新部材以外)内訳	使用量 (㎡)	金額 (円)
県産材 (一般材)		
県産材以外		
計		
※数量、金額の根拠資料を添付してください。(必要に応じて納品書等の該当部分に印をつけて下さい)		
材料費(新部材)内訳	使用量 (㎡)	金額 (円)
県産材		
県産材以外		
計		
※数量、金額の根拠資料を添付してください。(必要に応じて納品書等の該当部分に印をつけて下さい)		
→ (全体の額に上記の県産材使用率を乗じた額)		
工事費内訳	全体 (円)	うち県産材利用に係るもの (円)
プレカット加工費		
大工手間・建て方費用		
配送費		
金物		
造作		
加工費		
レッカー車		
設計費		
計		
※数量、金額の根拠資料を添付してください。(必要に応じて積算書等の該当部分に印をつけて下さい)		
※木工事費内訳は、中大規模木造設計セミナーテキストp70を参考とし、必要に応じて造作材の材料費、加工費等を加算 参考：木工事費＝プレカット加工費＋材料費＋金物費＋配送費＋建て方費用＋大工手間		

千円未満切り捨て
千円未満切り捨て
千円未満切り捨て
千円未満切り捨て
設計費は木造の場合のみ計上可能
千円未満切り捨て
千円未満切り捨て
千円未満切り捨て
千円未満切り捨て
千円未満切り捨て
千円未満切り捨て
千円未満切り捨て
千円未満切り捨て

別記様式第 6 号 4

県産材使用見込明細書

【県産材】

区 分	部位名	樹 種	規 格				数 量 (本)	材 積 (m3)
			長さ (mm)	幅 (mm)	厚さ (mm)	単材積 (m3)		
小 計								
合 計 (A)								0

【県産材以外】

区 分	部位名	樹 種	規 格				数 量 (本)	材 積 (m3)
			長さ (mm)	幅 (mm)	厚さ (mm)	単材積 (m3)		
小 計								
合 計 (B)								0.0000

※ 区分欄は【一般材】、【木質薪部材】のいずれかを記載する

※ 明細書が複数枚にわたる場合は小計を設けること

※ 県産材を使用した合板などの木質系建材等を使用する場合は、県産材使用率を単材積 (m3) に乗じて材積を算出すること

※ 材積は、小数点以下第4位まで計上 (第5位を四捨五入)

県産材使用率 (%)

(A)

(A)+(B)

0

0

×

100

=

≥ 50 %

(新設)

別記様式第 7 号

年 月 日

石川県知事 様

住所

事業主体名

代表者名

いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業計画（変更・中止）
承認申請書

年 月 日 第 号により事業計画承認の通知があった標記
事業を、下記のとおり（変更・中止）したいので、承認されたく、
いしかわ森林環境基金事業実施要領第 8 第 3 項の規定に基づき申
請します。

記

1 （変更・中止）の理由

2 変更の内容

3 添付書類

・事業変更計画書（別記様式第 6 号 2）

・助成見込額算定表（別記様式第 6 号 3）

（新設）

- ・県産材使用見込明細書（別記様式第 6 号 4）
- ・変更に係る図面
- ・変更に係る事業費及び補助対象経費の積算根拠資料

別表

1 学校
<u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令第 1 条に規定する施設</u>
2 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する社会福祉施設
<u>1 に同じ</u>
3 病院又は診療所
<u>1 に同じ</u>
4 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設
<u>1 に同じ</u>
5 図書館、青年の家その他これらに類する社会教育施設
<u>1 に同じ</u>
6 公共交通機関の施設
<u>1 に同じ</u>
7 劇場、観覧場、映画館及び演芸場
<u>興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）第 1 条第 1 項に指定する興行場</u>

（新設）

8 ホテル及び旅館 <u>旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する 旅館・ホテル営業の用に供される施設</u>	
9 公衆浴場 <u>公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 1 条第 1 項に規定する 公衆浴場</u>	
10 金融機関等 <u>(1) 銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定 する銀行の本店、支店その他の営業所</u> <u>(2) 日本郵便株式会社法（平成 17 年法律第 100 号）第 2 条第 4 項に規定する郵便局</u>	
11 飲食店 <u>風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業施設に該当しない 施設</u>	
12 物品販売業又はサービス業を営む店舗 <u>11 に同じ</u>	
13 事務所	
14 その他 <u>上記 1～13 に定める施設のほか、知事が認める施設</u>	